

# ちょうふ環境市民会議 設立総会

日時 2009年(平成21年)3月15日

12:00 開場・受付 13:00 開会

会場 調布市文化会館たづくり12階大会議場

**ちょうふ環境市民会議設立 & 交流会**  
**私からはじめるエコライフ**



市民等の活動場所  
「ちょうふエコマップ」  
& カレンダー2008より

**日時** 平成21年3月15日(日)  
12:00 ~ 16:00

**場所** 調布市文化会館たづくり12階大会議場



**記念講演とワークショップ** 「私からはじめるエコライフ」をテーマに企業、地域コミュニティでの先進事例を紹介しながら、地球温暖化に対して参加者ができる事を考えます。  
**講師**：増原直樹氏(環境自治体会議事務局次長、環境政策研究所研究員)

**設立総会** 環境活動に取り組む市民・団体・企業による協働を推進する「ちょうふ環境市民会議」を設立します。

**プログラム**

12:00	開場、情報バザール(参加者間の情報交換)
13:00	開会、記念講演・ワークショップ「私からはじめるエコライフ」
15:00	ちょうふ環境市民会議設立総会
16:00	開会 ※開会後に懇親会(参加費500円)

# ちょうふ環境市民会議 設立総会

## 次 第

- ・ 開会
- ・ あいさつ  
(経過報告)
- ・ 議長選出  
(書記及び議事録署名人の任命)
- ・ 出席者の確認
- ・ 議 事
  - 第1号議案                      ちょうふ環境市民会議規約 (案)
  - 第2号議案                      2009年度 事業計画 (案)
  - 第3号議案                      2009年度 収支予算 (案)
  - 第4号議案                      役員等の承認
  - その他
- ・ 議長解任
- ・ 役員紹介
- ・ 事務局紹介

## はじめに

2008年3月1日に開催した「環境市民の交流会“ちょうふエコマップ&カレンダーをつくろう2008”」での「よびかけ」に賛同いただいた団体・個人が4月から準備会を重ね、2009年2月10日、「ちょうふ環境市民会議に向けた参加のよびかけ」を行い、自立した市民組織「ちょうふ環境市民会議」を設立する運びとなりました。活動拠点もないなかの立ち上げですが、まずは出発し、活動実績を積み重ねていきたいと決意しています。皆様のご参加とサポートをお願いします。

2009年(平成21)3月15日  
ちょうふ環境市民会議準備会一同

### □これまでの経過

- 2000年度(平成12)～ 調布市自然環境保全計画の策定にもとづき、市民・事業者・行政の話し合いの場として「ちょうふ環境市民懇談会」(以下、「懇談会」)が発足し活動を開始。
- 2006年(平成18)3月、調布市は環境政策の最上位計画として「環境基本計画」を新たに策定。引き続き市民・事業者・行政が協働で計画を実行していくこととした。
- 2007年度(平成19) これを受け、今後に向けてより実効性のある活動へと発展していくことを期待して、これまでの活動成果と課題を取りまとめた。

### 1. 成果

- ・市民と行政の協働の取組を実践し市民と行政による協働の取組が促進されるようになった。
- ・環境保全に関わる市民活動の芽を育成した。懇談会の提案の中から、雑木林塾や環境リーダー養成講座等の事業が実施され、修了生が中心となって、カニ山の会や若葉町3丁目第3緑地などの団体が複数生まれ活動を継続している。
- ・市委員会等への参加を通じて行政施策へ提言。「懇談会」の活動から見えてきた課題を分析し、「調布市環境管理計画の見直しに関するちょうふ環境市民懇談会からの提案」を提出した。また基本計画案の中間報告に対する意見を表明。「懇談会」からの提案は環境基本計画に数多く取り入れられた(深大寺、佐須地区の保全・モデル事業計画、活動拠点の設置・2万人サポーター制度などの数値目標等)。
- ・市民力の向上  
「懇談会」の事務局は、環境保全課と委託事業者がサポートしていますが、実質的な企画・運営は市民委員が行うようになるなど、市民側の力量が向上した。

### 2. 課題

- ・パートナーシップの確立・市民力のさらなる向上  
7年間に及ぶ多くの活動実績を有していますが、行政側はこれらを「環境学習支援」と位置づけており、「懇談会」には自主的な活動財源もなく、継続的な活動展開が出来ない。  
このような「市民は支援される側」「行政は支援する側」という構図を変えていかなければ、先を見通した継続的な活動を組み立てていくことは困難。一方、市民の側も「協働」に必要な企画力、実践力、調整能力などの向上など「協働」の核としてより多くの役割とより重い責任を果たせるようにしていくことが求められる。市民・行政双方がこれまでの成果と課題、今後の役割分担を確認し合い、「協働」「パートナーシップ」の共通認識を土台に据えていくことが必要。

- 2008年(平成20)3月1日、懇談会の企画運営で環境市民の交流会「ちょうふエコマップ&カレンダー2008をつくろう」を開催。27団体と個人が参加。懇談会活動を終了した。
- 2008年(平成20)4月～ 2008年3月1日の交流イベントでの「よびかけ」に賛同する企業、市民団体、個人の参加で「ちょうふ環境市民会議準備会」を開催。
- 2009年(平成21)3月15日 交流会を市民会議準備会が企画運営。市民のネットワーク組織「ちょうふ環境市民会議」設立総会開催に至る。

# 第1号議案 ちょうふ環境市民会議規約（案）

## 前文

調布市は、1995年（H7年）3月環境基本条例制定、1999年（H11年）「調布市自然環境保全計画」を策定し、2001年ちょうふ環境市民懇談会が設置された。しかしながら、今日、自然環境だけでなく、地球温暖化をはじめとして人類存続に関わる様々な環境課題が生じてきている。調布市環境基本条例第9条に基づき2006年3月、環境政策の最上位計画として「調布市環境基本計画」が市民参加のもと策定された。基本計画では、自然環境だけでなく、環境全般についての計画を市民・事業者・行政が協働して推進していくこと（環境基本条例第4条）、そのための支援を行うことを掲げている。

この会は、調布市における環境の保全、回復及び創造活動をおこなう市民の交流・支援、人材育成、啓発活動、情報の収集・発信等の活動を推進するために設立する。

## （名称）

第1条 この会の名称は、ちょうふ環境市民会議（以下「環境市民会議」という）とする。

## （目的）

第2条 環境市民会議は、市民・事業者・行政との協働により、調布市の自然、歴史・文化、生活環境の保全、回復及び創造（以下「環境の保全等」という）に関する事業を行い、地球環境の保全、回復及び創造を図り、持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

## （基本方針）

第3条 環境市民会議は、第2条の目的を達成するために次の基本方針を掲げる。

- (1) 調布市環境基本計画で定めた調布市の環境保全を、市民、事業者、行政の協働で推進する
- (2) 会員（団体を含む）相互、及びその他の市民、団体との情報を共有し交流を促進すると共に、環境保全に取り組む人材の育成を図る
- (3) 会員（団体を含む）の活動や体験を活かして行政その他関係機関等への政策提言を行う

## （活動）

第4条 環境市民会議は、基本方針をもとに次の活動を行う。

- (1) 環境の保全等に関する情報の収集、提供等
- (2) 環境の保全等に関する課題の解決・改善策の検討・実行、普及・啓発等
- (3) 環境の保全等に関する活動の推進、交流、支援等
- (4) 関係団体・機関等との交流並びに協力、調整等
- (5) 環境の保全等に関する行政、関係機関等への提言
- (6) その他環境市民会議の目的を達成するために必要な活動

## （会員）

第5条 環境市民会議の目的を理解し、賛同するものは誰でも会員になることができる。団体会員・個人を正会員とし議決権を有する。会の目的に賛同し支援するものを賛助会員とする。

- (1) 団体会員
- (2) 個人会員
- (3) 賛助会員

(入会)

第6条 環境市民会議の会員になろうとするものは、環境市民会議に入会申し込み書(様式)を提出するものとする。

(会費)

第7条 年会費は以下のとおりとする。

- (1) 団体会員 1,000円
- (2) 個人会員 500円
- (3) 賛助会員 3,000円

2 既納の会費は返還しない。

(資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 除名したとき

2 会員は、退会しようとするときは、環境市民会議に申し出なければならない。

(協力員・協力団体)

第9条 環境市民会議の目的に賛同する個人・団体は、申し出により活動を共にし、協力することができる。

(役員)

第10条 環境市民会議に次の役員を置く。

- (1) 代表 1人
- (2) 副代表 3人以内
- (3) 会計 2人以内

2 環境市民会議の役員(以下「役員」という)は、会員の中から互選し、総会で承認する。

3 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(監査役)

第11条 環境市民会議に監査役2以内を置く。

2 監査役は、会員の中から互選する。

3 監査役任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

(事務局)

第12条 環境市民会議に事務局を置く。

2 事務局は次に掲げる事務局員を置く。

- (1) 事務局長 1人
- (2) 事務局員 若干名

3 事務局は、環境市民会議の事務を処理する。

(部会)

第13条 第4条に規定する活動を実施するため、環境市民会議に部会を設置し、会員の互選により部会長、副部会長を置くことができる。

2 部会長・副部会長の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

(報酬及び費用弁償)

第 14 条 役員、監査役、事務局長及び事務局員（以下「役員等」という）の報酬の額は、別に定める。

2 役員等が環境市民会議の用務のために支出した費用は、弁償することができる。

(会議)

第 15 条 環境市民会議の会議は、総会、役員会および運営委員会とする。

2 総会は、原則として年 1 回開催し、その他の会議は必要に応じて開催する。

3 総会は、役員を選出、規約の改正、予算の議決及び決算の認定を行い、重要事項を審議する。

4 役員会は、役員、監査役及び事務局長で構成し、各年度の運営方針等を討議し、総会及び運営委員

会に諮って会務を執行する。

5 運営委員会は、役員会の構成員および部会長で構成し、各年度の運営方針を決定し、会務を執行する。

6 総会、運営委員会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。

7 総会及び運営委員会は、代表が招集し、代表または代表が指名したものが議長となる。

8 その他部会及び連絡会等必要に応じて開催する。

9 会議は原則として全て公開とし、だれもが傍聴及び発言できるものとする。

(会の所在地)

第 16 条 この会の事務所は調布市内に置く。

(事業年度)

第 17 条 事業年度は、毎年 4 月 1 日から 3 月 31 日までとする。

(附則)

この規約は 2009 年 3 月 15 日から発効する。

1. 団体・個人会員の拡大に努める
  - (1) 団体 20団体、個人会員 50名、賛助会員 10件をめざす
  
2. ちょうふ環境市民会議の広報
  - (1) 広報誌を年4回(季刊)発行する
  - (2) HPを立ち上げ、情報の提供を行う
  - (3) リーフレットを作成する
  
3. 会員相互の交流を深める
  - (1) 会員活動見学ツアーの実施ほか
  
4. 環境学習交流推進事業の受託
  - (1) 雑木林塾運営事業
  - (2) 環境保全団体交流イベント
  
5. 市内・環境関連団体の実態調査を行う
  - (1) アンケートの実施ほか
  
6. その他

### 第3号議案

### 2009年度収支予算 (案)

自2009年4月1日 至2010年3月31日

#### 収入 / 支出の部

科目	収入	支出	備考
<b>(会費収入)</b>	<b>75,000</b>		
1. 正会員 (個人)	25,000		会費 500 円×50 人
2. 正会員 (団体)	20,000		1,000 円×20 団体
4. 賛助会員 (個人・団体)	30,000		3,000 円×10 件
<b>(事業収入)</b>	<b>570,000</b>		
1. 環境保全に関する事業受託	570,000		環境学習支援事業、交流事業
2. その他事業	0		
<b>(寄付金・助成金等収入)</b>	<b>250,000</b>		
1. 寄付金	20,000		カンパ収入ほか
2. 助成金	230,000		
<b>(雑収入)</b>	<b>0</b>		
1. 雑収入	0		
<b>当期収入合計 (A)</b>	<b>895,000</b>		
<b>前年度繰越金</b>	<b>0</b>		
<b>当期末収入合計 (B)</b>	<b>895,000</b>		
<b>(事業費)</b>		<b>410,000</b>	
1. 環境学習支援事業		300,000	講師報酬, 人件費, チラシ印刷費等
2. 交流事業		110,000	
<b>(管理費)</b>		<b>460,000</b>	
1. 事務局運営費		240,000	事務局@20,000 (月)
2. 旅費交通費		2,000	
3. 印刷・製本費		50,000	リーフレット・機関紙作成
4. 通信費		15,000	電話転送費用・郵送費
5. 図書購入費		2,000	
6. 什器備品費		100,000	パソコン等
7. 消耗品		20,000	コピー用紙ほか
8. 事務用品		20,000	ソフト他
9. 雑費		11,000	
<b>(予備費)</b>		<b>25,000</b>	
<b>当期支出合計 (C)</b>		<b>895,000</b>	
<b>当期収支差引額 (A)-(C)</b>		<b>0</b>	
<b>次年度繰越金 (B)-(C)</b>		<b>0</b>	



第4号議案 役員等の承認

代 表      安部 宝根

副代表      岡部 和平

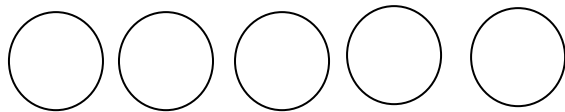
副代表      尾辻 義和

会 計      鍛冶 直美

監査役      辻   邦夫

事務局長   江刺 益子

創刊号 **名称募集中!**



発行：ちょうふ環境市民会議 発行：年 月 日

ちょうふ環境市民会議のニュースレターに  
呼びやすい名前をつけてください。

**創刊号 (4月1日発行予定) 企画**

- ・ 設立&交流会報告
  - ・ 活動団体自己紹介
- ※原稿をお寄せください。

**「ちょうふの自然だより」  
隔月で発行します**

市民が企画・編集してきた「ちょうふの自然だより」は情報提供の役割と共に活動記録の役割も担ってきました。  
ひきつづきご愛読下さい。

**-広報部会-**

- ★活動記録・写真・原稿を募集します
- ★新ホームページ立ち上げのお手伝いをお願いします。

会員募集!

私からはじめる

エコライフ!

ちょうふ環境市民会議